

Ⅱ ハンセン病問題に関すること

1 ハンセン病問題から考える

1 ねらい

ハンセン病患者・回復者に対しての差別の現実から学ぶことを通して、ハンセン病問題について正しく理解するとともに、無知、無関心こそが重大な人権侵害を生み出すことを自覚し、差別や偏見の解消に向けて、自分たちに何ができるかを考える。

2 ハンセン病問題について知っていますか？Q & A

Q 1	ハンセン病問題とは、どのような問題ですか？
Q 2	ハンセン病とは、どのような病気ですか？
Q 3	ハンセン病は、どのように治療するのですか？
Q 4	隔離政策は、どのように進められたのですか？
Q 5	「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」とは、どのようなものですか？
Q 6	「ハンセン病回復者宿泊拒否事件」とは、どのような事件ですか？
Q 7	問題解決に向けて、私たちがすべきことは何ですか？

A 1	ハンセン病にかかったことで、国の政策によって療養所に強制的に隔離され、そのことによって人権が侵害され、現在も偏見や差別に苦しめられ続けている問題です。 国民がハンセン病についての正しい知識をもっていなかったために、ハンセン病患者は、家族と一緒に暮らすことができない、実名を名乗ることができない、結婚しても子どもを産むことが許されないといった制約を受けました。病気回復後も、入所者やその家族に対する偏見や差別が残っています。
A 2	1873（明治6）年にノルウェーのハンセン医師が発見した「らい菌」と呼ばれる細菌によって引き起こされる感染症です。「らい菌」は、感染力が大変弱く、菌に対する抵抗力が弱い人が繰り返して菌に触れない限り感染することはありません。また、感染しても、健康な人では発病することはほとんどありません。 かつては「らい病」と呼ばれ、末梢神経が麻痺したり、皮膚に発疹ができたりすることが特徴で、病気が進むと顔や手足が変形することから差別の対象となってきました。

A 3	1943（昭和 18）年に「プロミン」という特効薬が開発されました。現在では、その他にも様々な薬が開発され、これらを組み合わせて使う多剤併用療法によって一般の医療機関で治療することで、完全に治る病気となっています。もちろん完治した人から感染することはありません。
A 4	隔離政策は明治時代に始まりました。当時は、感染力の強い感染症とされ、家族に迷惑がかかる等の理由から放浪するハンセン病患者が多くいました。1907（明治 40）年に出された「癩^{らい}予防ニ関スル件」という法律によってそのような人を療養所に入所させました。 1931（昭和 6）年には「癩^{らい}予防法」が成立し、全国に療養所がつけられ、強制隔離政策が強められました。 戦後、ハンセン病の特効薬「プロミン」が登場し、適切な治療をすれば治る病気になりましたが、「プロミン」による治療は療養所でしか行えなかったため、隔離が続きました。 「癩^{らい}予防法」は、1953（昭和 28）年に「らい予防法」になりましたが、強制隔離の条項は残されました。1960（昭和 35）年頃には、隔離する必要があることが分かっていたにもかかわらず、同法が廃止される 1996（平成 8）年まで、隔離する必要のない人を隔離するという重大な人権侵害が行われました。
A 5	1998（平成 10）年にハンセン病回復者らによって熊本地裁に提訴されました。その後東京地裁、岡山地裁でも提訴され、国のハンセン病政策の転換の遅れがあったことなどの責任を明確にし、全ての人権侵害の原状回復を図ること等を要求しました。 2001（平成 13）年には、熊本地裁で原告勝訴の判決が下されました。国は、ハンセン病問題を早期に解決する必要があると判断し、原告の主張を受け入れて控訴を断念しました。その後、回復者等の名誉回復や社会復帰支援、ハンセン病問題の啓発活動に取り組んでいます。
A 6	2003（平成 15）年、九州の温泉ホテルが、「ふるさと訪問事業」に参加していたハンセン病回復者に対して宿泊を拒否した事件です。宿泊拒否の理由は、「他の宿泊客に迷惑がかかる」というものでした。このとき、宿泊することになっていたのは、ハンセン病が完治した人たちであり、宿泊を拒否するということは、人権侵害であるとともに、旅館業法違反にあたるともなりました。その後、このホテルは、営業停止、廃業となりました。ハンセン病問題解決に向けて更なる啓発の必要性が明らかになった事件です。
A 7	今も療養所で生活している回復者の方々は、「別れた家族と共に暮らしたい」「ふるさとや地域の人たちとふれ合いたい」「残された人生を人間らしく過ごしたい」等の希望をもっています。私たちは、ハン

セン病問題を正しく理解し、それを周囲の人たちに伝えていく必要があります。回復者の方々の残された人生を明るく楽しいものにするために、偏見や差別をなくしていかなければなりません。そして、同様の過ちを二度と繰り返さないようにしなければなりません。

3 差別の現実に学び、思いや願いに共感するための研修

入所者の方々の思いや願いをもとに話し合ってみましょう。

入所者の方々の思いや願い

作業はすごかったよ。ほぼ半強制みたいなものやったからな。園の中の事全部、看護師さんの代わりもしよったくらい。ひどいときは病棟で注射打ちよった。自分たちも20年くらいずっと炊事場の食缶洗いから、ごみ集めから。自分が来た時には便所の汲み取りまでしよった。それはね、病気が治るやいう問題じゃないのよ。

結婚については、お見合いのようなことまではしなくても、園内の人間なら顔を合わせているから、斡旋をしてもらった結婚というべきだろう。結婚はできても子どもは産めなかった。園の方針、国の方針ということで抹殺された。生まれても療養所の中で育てることもできないし、病気の親が面倒をみると病気がうつると言われていた。

若い子にこの病気のことをもっと知ってほしいと思います。こうやって皆が苦労した歴史があるということを。今まで、差別されて、それこそ100年の歴史があるでしょう。ハンセン病というのは差別や偏見の典型的なものやからな。こういう病気の人がおったということ、辛い歴史があったということ、悲しい歴史があったということを若い人に正しく伝えてほしい。

本当に怖いのは、らい菌なんかじゃないんですよ。むしろ怖いのは、ハンセン病患者・回復者の苦悩をまともに見つめてくれない人たちの目ではないか。私はそう思っています。我々の苦しみから目をそらして、これを見ようとしらない人の目こそ怖いのです。

※ 現地研修を行いたい場合は、事前に下記まで問い合わせください。

問い合わせ先 「大島青松園」

〒761-0198 香川県高松市庵治町 6034-1

庶務課福祉室 (087) 871-3131 内線 (6132)

4 「短歌と生きる—ハンセン病差別との闘い—」の教材化

「短歌と生きる —ハンセン病差別との闘い—」

政石道男^{まさいし みちお}さんは、1923（大正 12）年、松野町で生まれ、15 歳ごろ、自分の体に小さな異常があることに気付きました。それは、ハンセン病にかかったお母さんの病気の様子に似ていました。政石さんは、周りに気付かれないように隠しましたが、不安は大きくなりました。

政石さんは、だんだんお母さんを見るのが苦しくなりました。お母さんを見ていると、自分もあのようにハンセン病が進むのではないかと怖かったのです。政石さんは、勤めをやめ、遠い東京に行こうと決めました。お母さんは強く反対しましたが、振り切るようにして家を出ることにしました。

旅立つ朝、お母さんは、よろよろしながら戸口まで出て、見送ってくれました。それがお母さんを見た最後でした。お母さんは、政石さんと離れてしまってから、泣く泣くハンセン病の療養所に入りました。絶望したお母さんは、半年もたたずに亡くなりました。突然の知らせを受けた政石さんは、松野町に帰り、お母さんの骨を土の中にそっと埋めました。

お母さんと政石さんたちが、間違っただけの考えのために引き離され、差別され、死ぬほどつらい思いをしたうえに、お母さんは人生を奪われたのです。しかし、病気になっていない人は、自分には関係ないと思っていました。そして、よく知ろうとせず、家族や親戚まで差別をし続けていました。

そのころ、戦争が始まり、日ごとに激しさを増していました。政石さんは「戦争に行って、病気に気付かれないまま死のう」と思い、軍隊に入りました。21 歳の時でした。

戦争で日本は負けました。捕虜^{ほりよ}として、厳しい寒さのモンゴルに送られました。食糧不足と重労働が続くうちに、ハンセン病が進行し、とうとうハンセン病であることを知られ、草原の中の離れ小屋にたった一人連れて行かれ、兵隊が、

「出たらだめだぞ。」

と言いました。それを聞いた政石さんは、ずっと恐れていたことがついに現実になってしまい、震えるような衝撃を受けました。

小屋は、レンガで囲まれ、出ることもできず、だれも近寄れないようになっていました。1 日 1 回、食事が置かれるだけで、政石さんはいつも独りでした。夜は真っ暗で、時々獣^{けもの}が遠くで吠えるのが聞こえました。まるで、おりに捕らわれた獣^{けもの}のような生活が、毎日毎日続きました。「ああ、自分は本当に人間なのだろうか…」政石さんは分からなくなりそうでした。

ある日、人間であることを確かめたくて、文字を書こうと思いました。そこで、草の茎で土に文字を書いてみました。すると、自分が何かを生み出す力があることを感じ、短歌をつくったのです。

「足元の土をならして書きつける孤独の文字をよぎる蟻一つ」

短歌をつくることで、自分の中で何かが変わり、政石さんは、「絶対に生き抜く」と決めたのです。そして、再び日本の土を踏んだのは、敗戦から 2 年 3 か月が過ぎたときでした。

命をかけて日本に帰った政石さんでしたが、家族と一緒に暮らすことができず、25 歳のとき、ハンセン病の療養所「大島青松園」に入ることを決意しました。

青松園には、ふるさとに帰りたくても帰れない人や、差別を受けて入ってきた仲間が大勢いました。そこで、政石さんは、差別に負けずに生きた体験や差別と闘う思い

を短歌にし、生きる支えとしました。

政石さんは、誠実で、みんなに信頼されました。様々な人と出会い、ハンセン病問題への正しい理解を広げていきました。差別や偏見をなくそうと、「政石 蒙^{まさいし もう}」という名前で多くの短歌を生みました。そして、さらに多くの人が、差別の現実を知り、関心をもってほしいと、短歌を本にして発表していきました。

多くの人々の努力によって、「らい予防法」は、1996（平成8）年にやっと廃止されました。政石さんは、短歌を通して社会から偏見と差別をなくすために力を尽くし、そうした努力はいろいろな人に伝わりました。そして、政石さんは、「人間らしさをとりもどした」と感じました。

「生きていてよかった。」

と政石さんは言いました。2009（平成21）年に85歳でなくなるまで、短歌をつくり続けました。

（松野町で作成された資料）

教材化へのポイント

総合的な学習の時間、道徳、学級活動等を活用して、松野町出身の歌人でハンセン病や差別と闘った「政石 蒙^{まさいし もう}」の生き方について学ぶことができます。その際には、児童生徒の発達段階を踏まえ計画的に展開していくことが必要です。国の政策の批判に終始しては、差別の解消にはつながらないので、自分との関わりという視点を見失わないように指導していくことが大切です。

関連資料

資 料 名	出典、企画・制作（貸し出し）
愛媛県ハンセン病歴史パネル	国立ハンセン病資料館 （保健福祉部健康増進課）
「ハンセン病の向こう側」	厚生労働省
アニメ「未来への虹 ーぼくのおじさんは、ハンセン病ー」	法務省人権擁護局 （人権教育課）
ドキュメンタリー「風の舞」	東京シネ・ビデオ（株） （人権啓発センター）
ドキュメンタリー「現代社会と人権シリーズ ハンセン病 剥奪された人権」	東映（株）（人権教育課）
ドキュメンタリー「遠きふるさと」	愛媛県（人権啓発センター）
ドキュメンタリー「ハンセン病 今を生きる」	共和教育映画社（人権教育課）

（参考資料）

厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）

愛媛県保健福祉部健康増進課ホームページ（<http://www.pref.ehime.jp/h25500.html>）

「ハンセン病と人権」（愛媛県人権啓発センター）2010（平成22）年3月発行

「人権ポケットブック6 エイズ・ハンセン病と人権」（愛媛県人権啓発センター）
2008（平成20）年1月発行